

## 旧山繁商店保存活用コンセプトプラン策定支援業務委託 Q&A

令和4年10月25日現在

Q1 活用計画の中に9棟の建物とあるが、図の建物の数を数えると8棟なのだが、どこが9棟目なのか。

→A1 離れの手前の塀が9棟目。塀は柱がありませんが文化財上は1棟と数えるので、塀を合わせて9棟となる。

Q2 このプロポーザルに対しての応募資格が記載されていないように見受けられるが、特に規定はないと考えてよろしいか。

→A2 一般的に瀬戸市の業務委託をしている場合には契約規則に乗っ取ってやっていただく。このため、契約時点で瀬戸市に事業者登録をさせていただいている事業者ということになる。また、事業者としての条件について暴力団対策法等の一般的な要素は、ほかの公共事業と同様に瀬戸市契約規則に則って行う。

Q3 瀬戸市の事業者登録はどこ項目になるか。

→A3 今回は物品調達の実業家登録をさせていただいている事業者様で、大分類「役務の提供等」、中分類「調査委託」のカテゴリーで事業者登録をさせていただく。

Q4 仕様書の業務項目の4(3)～(5)までで、(3)には3段階の概算額を算出するとあるが、(4)(5)についても復元の程度に応じて概ね3パターンに分かれて作成するという認識でよいのか。

→A4 概ね(4)、(5)については大きな違いはないものと思っているが、(4)、(5)は1種類であっても構わない。いろいろな到達度合いもあるため、その都度法的条件が変わってくると思われるため、その場合はそれぞれのパターンに応じて(4)、(5)が変わるようであれば、それぞれ示していただく必要がある。

Q5 この保存活用計画の策定の際には策定委員会を設置したかと思うのですが、今回のプランの策定支援業務の中ではそういった庁内の委員会や会議は設置される予定はあるか。

→A5 街並み景観や都市計画の要素もあるため、委員会のほうは庁内で情報は文化課だけでなく、他課と情報共有をする庁内のオブザーバー会議を開催している。そちらの会議に出席していただく必要はあるかと思う。開催の回数はまだ、はっきりお示しする段階ではないため、適宜ということでご案内したい。

Q6 プレゼンの時間が1時から5時だが、好きな時間にきていいというものか。

→A6 複数社の事業者プレゼンテーションしていただくため、提案書が提出された順番に設定する予定。数が多ければ予定時間いっぱいまでかかり、数が多くなれば早く終わることもある。